

ヨーロッパ諸国と日本の抵当法制比較 ～付従性の視点から～

〈講演概要〉

講師は、これまでヨーロッパ共通の抵当法制(ユーロ抵当)の構築に向けた活動を多方面に展開してきており、EU諸国の抵当制度・登記制度・執行制度・担保付債券法制の調査・研究、さらには各国の法整備支援活動を行ってきました。近年は、ヨーロッパ各国を中心として、不動産担保法制度の比較検討作業をシュテルナー教授(フライブルク大学)と協働して推進しています。本講演は、その作業の一端を紹介しつつ、日本法との比較を試み、EU諸国の最新動向についても講演していただく予定です。わが国の物権法・担保物権法・登記制度などの改正方向にも一定の示唆を含むものであり、参考になるものと思われま

※ なお、講演会終了後、懇親会も予定しています(於:紫紺館6階ラウンジ明治)ので、こちらもご参加下さいますようお願い申し上げます。

〈講演者〉

Dr.オトマール・シュテッカー

Dr. Otmar Stöcker

(ドイツファンドブリーフ協会マネージング・ディレクター)

Managing Director, VDP (Verband deutscher Pfandbriefbanken)

【講師略歴】

ヴュルツブルク大学に提出した学位取得論文(ドイツ・フランス・スイス・スペインの比較法的研究を踏まえてヨーロッパ共通のユーロ抵当を提唱)を1992年発表、各界から注目される(①)。1992年よりドイツ抵当銀行協会(当時、2005年よりドイツファンドブリーフ協会)の法律顧問、1993年より連邦議会諮問委員を兼務、中欧・東欧諸国への抵当法・登記法等の立法支援、欧州・米国および日本のクロスボーダー抵当信用の法調査活動を担当。EU法務、抵当銀行、抵当債券、国際私法に関する論文・著書多数。2001年より同協会マネージング・ディレクター。2006年より欧州・日本の不動産担保制度の比較研究推進(②)。

① „Die „Eurohypothek“ - Zur Bedeutung eines einheitlichen nicht-akzessorischen Grundpfandrechts für den Aufbau eines „Europäischen Binnenmarktes für den Hypothekarkredit“ mit einer Darstellung der Verwendung der Grundschuld durch die deutsche Hypothekarkreditpraxis sowie des französischen, spanischen und schweizerischen Hypothekenrechts“, Berlin 1992

② Flexibilität der Grundpfandrechte in Europa – Band I (Red.), Schriftenreihe des Verbandes deutscher Pfandbriefbanken, Band 23, Berlin 2006

〈日時〉 2011年11月2日(水) 18:10~20:10

〈会場〉 駿河台キャンパス アカデミーコモン9階309G

http://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/campus.html

〈言語〉 ドイツ語使用・日本語通訳つき(英語も可)

〈講演推進者及び通訳〉 中山 知己 明治大学法科大学院 教授

〈主催〉 明治大学法科大学院民法スタッフ・明治大学民法研究会

〈後援〉 明治大学 国際連携本部